

新定款（案）修正のお知らせ

日本天文学会理事会

かねてよりお知らせしておりますように、理事会は新法人（公益社団法人）への移行準備をすすめています。天文月報 2011 年 9 月号には、新定款案、および関連する細則である代議員選挙施行細則および会長・副会長・理事・監事選考細則の案を示しました。これまでに、この案について会員の皆さんからのご意見を募り、それを踏まえて 9 月 20 日の定期総会で、いくつかの懸案について意見分布を取らせていただきました。その結果を基に理事会として修正案をまとめました。その一覧が下記になります。今回は紙面の都合もあり、修正箇所を示すだけに留めます。天文月報 2011 年 9 月号の原案と見比べて下さい。なお、修正箇所を入れた最新版は天文学会のホームページに掲載してあります。

一部まだ検討事項が残っておりますが、今後は、皆さんからのさらなるご意見などを参考に、1 月に行われる評議員会で最終案を決定し、3 月の定期総会にて採択を行う予定であります。なお、これから評議員会までにも、適宜必要な修正を理事会としてはいたしますので、最新案については、天文学会のホームページをご参照下さい。

この修正案について、ご意見、ご質問、コメントなどございましたら、rijikai@asj.or.jp 宛てに電子メールで送るか、文書で理事会宛てに送付して下さい。宛先は「〒181-8588 三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内 日本天文学会 理事会」になります。

修正箇所まとめ

【定款】

1. 「総会」の名称を「代議員総会」に変更（該当箇所多数あり）
2. 第 5 条, 1. を「学術研究集会の開催」から「年会等, 学術研究集会の開催」に変更
3. 第 5 条, 4. を「天文学の普及と天文教育の振興に関する事業」から「公開講演会等, 広報普及活動」に変更
4. 第 5 条, 5. 「天文学を通じた人材の育成及びそのための支援」を「人材の育成及びそのための支援」に変更
5. 第 5 条, 「6. 天文教育の支援」を追加, 以下番号が 1 つずつ繰り下がり
6. 第 5 条, 10. の「天文学の振興に関する」を「天文学に関する」に変更
7. 第 19 条, 「会長が欠けたときは, 副会長がその職務を代理する」を「会長が欠けたときは, 副会長のうち年長のものがその職務を代理する。」に変更
8. 第 21 条, (監事の職務) を (監事の職務及び権限) に変更, また「監事は次の職務を行う」を「監事の職務及び権限は次の通りである」に変更
9. 第 37 条, 「理事会は会長が招集する。」に, 続けて「ただし, 会長以外の理事は, 法人法に規定された方法により, 会長に対し, 理事会の招集を請求することができる。」を追加

10. 第 54 条については、会員全体集会の出席者を、原案は「すべての会員」としているが、「すべての正会員」に変更する可能性があり
11. 第 58 条、「第 3 号から第 7 号までの」とある部分、「第 3 号から第 6 号までの」に変更

定款の懸案事項

1. 理事が正会員でなくなったときには自動的に理事でなくなるのか。原案は、本人が理事をやめたければ辞任でき、居座ろうとすれば総会で解任が可能、ということなので、このままでもよいか。
2. 第 7 条、会員の種別については、もっと具体的に「資格」を書く方向でさらに検討をすすめる予定。
3. 会員全体集会の出席者について、全会員とするか、全正会員とするか、検討が必要。また、会員全体集会の名称についても、さらによい名前はないかどうか検討する。

【代議員選挙施行細則】

1. 第 3 条、「選挙管理は、理事会によって正会員中より指名され」とある部分を、「選挙管理は、非改選の代議員より指名され」に変更
2. 第 4 条、「委員は理事及び代議員以外の正会員から」とある部分を、「委員は理事、監事及び代議員以外の正会員から」に変更

【会長・副会長・理事・監事選考細則】

1. 第 4 条、「ただし、会長経験者及び理事長経験者は」を「ただし、会長経験者及び日本天文学会理事長経験者は」に変更
2. 第 6 条、「理事長候補者」を「会長候補者」に修正
3. 第 9 条、「会長候補者を理事会に報告」を「会長候補者を理事会、代議員に報告」に変更
4. 第 10 条、「会長候補者は、正会員の中から副会長候補者、理事候補者、監事候補者を選考」を「会長候補者は、正会員の中から副会長候補者を含む理事候補者を選考」に変更。また、「自らとともに総会に提案する。」を「自らとともに理事会に提案する。」に変更
5. 第 11 条として、新たに「第 11 条 理事会は、前条に基づいて提案された会長候補者、副会長候補者を含む理事候補者を取りまとめ、代議員総会に提案する。」を追加
6. 第 12 条として、新たに「第 12 条 監事候補者は、正会員の中から監事が選考し、代議員総会に提案する。」を追加、以下の条項の番号を 2 つ繰り下げる
7. 第 13 条、旧 11 条の「代議員総会では、会長、副会長候補者を含む理事」を「代議員総会では、理事」に変更